

## ARIPO 商標登録の費用と手続き

### 1. ARIPO(アフリカ広域知的財産機関)商標登録の費用

サービス	費用(米ドル)
<b>ステップ 1: 検索</b>	
1 商標につき(文字商標)	500
(1) ARIPO では出願前の検索は義務つけられていません。 (2) 出願前の検索の範囲は、ARIPO 知的財産庁のデータベースのみに限定されます。 (3) 出願前の検索とは、既存の商標の有無の確認、及び登録の可能に対する意見です。検索には 15 営業日かかります。	
<b>ステップ 2: 出願</b>	
最初の 1 クラス、最初の 1 構成国	1,170
最初の 1 クラス、その他の 1 構成国につき	414
その後の 1 クラスにつき、その他の 1 構成国につき	126
(1) 上述の費用には、弊所のサービス料金及び政府手数料が含まれます。 (2) 上述の費用は、各クラスに 20 品目以下の商品が含まれる場合に適用されます。1 クラスに 20 品目超の商品が含まれる場合、1 品目増ごとに 10 米ドルが別途請求となります。	
<b>ステップ 3: 登録・証明書の取得</b>	
1・出願・商標につき、1 構成国につき	420

#### 備考:

- 上記のサービス費用は、出願に対する異議のないこと、又は ARIPO 知的財産庁から出願書を修正する旨を受けたことのないことなど、出願が順調に進む場合に基づいて算出されたものです。
- 上記のサービス費用は郵便料及び翻訳料が含まれていません。

### 2. ARIPO 商標登録の費用の計算例

#### 例 1: 1 商標、1 クラス

商標「ABC」を第 25 類(被服、履物、頭飾)に登録する、即ち、1 商標を 1 クラスに登録する場合、弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索: 500 米ドル

出願の提出:  $1,710 + 414 \times 8 = 4,482$  米ドル

証明書の受領:  $420 \times 9 = 3,780$  米ドル

合計: 8,762 米ドル

#### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

#### SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場A棟12階1201室  
T: +86 21 6439 4114

#### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

#### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

#### TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka  
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo  
Japan 107-0052  
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号  
BIZMARKS赤坂308室  
郵便番号: 107-0052  
T: +81 3 5776 2637

#### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
T: +65 6438 0116

#### KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2  
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi  
Gerbang Kerinchi Lestari  
59200 Kuala Lumpur, Malaysia  
T: +60 19 2177 344

#### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
T: +1 646 850 5888

#### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
T: +44 20 8176 3860

### 例 2:1 商標、2 クラス

商標「ABC」を第 7 類(機械及び工具、原動機及び発動機等)、第 25 類(被服、履物、頭飾)、第 26 類(レース、刺繍、リボン、組紐、ボタン、ラペルボタン、飾り針、縫い針、つけ花)、及び第 27 類(絨毯、敷物及びマット)に登録する、即ち、1 商標を 4 クラスに登録する場合、弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索:  $300+250=550$  米ドル

出願の提出:  $1,080+185=1,265$  米ドル

証明書の受領: 200 米ドル

**合計: 2,015 米ドル**

### 例 3:2 商標、1 クラス

商標「ABC」及び商標「DEF」を第 25 類(被服、履物、頭飾)に登録する、即ち、2 商標を 1 クラスに登録する場合、弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索:  $300+300=600$  米ドル

出願の提出:  $1,080+1,080=2,160$  米ドル

証明書の受領:  $200+200=400$  米ドル

**合計: 3,160 米ドル**

上記の計算例は、出願に対する異議のないこと、又は ARIPO 知的財産庁から出願書を修正する旨を受けたことのないことなど、出願が順調に進む場合に基づいて算出されたものです。計算結果の金額には、代理権限書及び商標登録証明書の郵便料及び翻訳料が含まれていません。

さらに、上述の費用は、各クラスに 20 品目以下の商品が含まれる場合に適用されます。1 クラスに 20 品目超の商品が含まれる場合、1 品目増ごとに 10 米ドルが別途請求となります。

## 3. 必要書類

- (1) 記入済の「商標検索・登録注文書」(弊社提供)
- (2) 商標の JPEG 形式のソフトコピー
- (3) 出願人の身分確認書類のコピー(個人の場合はパスポート、法人の場合は法人設立証明書又は営業許可証など)
- (4) 優先権に関する書類(優先権を主張する場合)(費用は別途発生)

## 4. 商標登録手続

- (1) お客様は記入済の「商標検索・登録注文書」を電子メール又はファクスにて啓源に送付し、啓源の商標検索費用を支払います(商標検索が必要とする場合)。
- (2) (商標検索が必要とする場合)啓源は商標検索を行った後、検索の結果を電子メールにてお客様に報告します。
- (3) 相当又は類似する商標が登録されていないと示した場合、お客様は法人書類、身分証明書類を啓源に送付し、商標登録費用を支払います。
- (4) 啓源は授權書を作成し、お客様に送付します。
- (5) お客様は授權書に署名し、署名済の授權書を啓源に返送します。

- (6) 啓源は商標登録出願書類を作成した後、ARIPO 知的財産庁に商標登録出願を提出し、所定の出願費用を納付します。
- (7) ARIPO 知的財産庁は審査を行い、公告を掲載します。異議申し立てがない場合、ARIPO 知的財産庁は商標登録証明書を発行します。
- (8) お客様はステップ3のサービス費用を支払います。啓源はARIPO 知的財産庁から発行される商標登録証明書を受け取った後、お客様に転送します。商標登録手続きは完了します。

### 5. 所要時間

出願が順調に進む場合、ARIPO 商標登録に必要な各手続きを完了するまでには約 12~18 ヶ月かかります。

### 6. 支払方法

各ステップのサービス費用は、各ステップのサービス開始前に請求されます。サービス費用入金確認後、啓源は直ちに作業を展開します。

弊所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。詳細は[こちら](#)。

### 7. 返金条項

サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。例えば、弊社は検索を実施した結果、同一の商標が既に登録されていることを判明し、出願が続行できない場合、検索サービス費用を返金しません。あるいは、商標登録出願を提出しましたが、出願がARIPO 知的財産庁又は第三者からの異議によって拒否された場合、関連するサービス費用も返金しません。

お客様は事前に3つのステップのサービス費用を全て支払いましたが、弊社は検索を実施した結果、同一又は類似の商標が既に登録されていることを判明し、出願が続行できない場合、銀行手数料を控除したステップ2~3のサービス費用を返金します。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)